

地方自治の本旨に反する（坪川）、府県の完全自治体化の趣旨と矛盾する（松永）、官僚では円滑な地方行政を期待することはできない、官僚怨嗟の声はみちみちている（岩本）、政府と反対の政党人も勿事が勤められるような制度でなければならぬ（大原）、官吏とするごとに官吏服務規律で処分することも可能になり公選の趣旨に反する（大原）、相變らぬ官僚思想の現れである（中村）等々であつた。

各政党この問題に対する態度は、当初は、自由党および進歩党は次の議会に公務員法を提出することを条件に政府原案に賛成し、社会党、協同民主党および小会派は強く公吏論を主張していた。しかしその後自由党の中の反対論が強くなり、党としても公吏論を主張するに至つた。一方、総司令部も衆議院の反対意見が強くなるに伴い金井に注目し、官吏とすることに反対する旨申し入れてきる。結局、進歩党が折衷案として「専門の間官吏とする」案を出し、これに落着くこととなつた。なお、法文の上で期限を切る必要があるとの意見が衆議院で強くあつて「改正憲法施行の日まで官吏とする。」こととなつた。府県制については次のことおり修正が加えられた。

「第七四条ノ二 政府原案の第一項を削る。」

「附則第五項の次に次の二項を加える。」

「府県知事は、改正憲法施行の日まで官吏とする。」

なお、この修正とともに、衆議院は附帯決議の第一項に、「政府は都道府県の首長及び部下をすべて公吏とする都制、府県制改正案及びこれに必要な法律を急速に整備し、来るべき通常議会に提出すべきこと。」を掲げた。

一 知事の直接選挙

I 従来、知事の任免は天皇の官吏任免大権（旧憲法第一〇条）に属し、住民がこれに賛同する余地は全くなかつた。

II 第一章に記した経緯から、新憲法草案には知事も含めて地方公共団体の長は住民が直接選挙すべきことが規定された。政府原案は、新憲法草案の趣旨にのつて、住民が知事を直接選挙し、その者を天皇が任命することとした。府県制については次のことおり規定した。

「第七四条ノ一 第四項 府県知事ハ其ノ被選挙権アル者ニ就キ選挙人ヲシテ選挙セシメ其ノ者ニ就キ之ヲ任ス」

「第七四条ノ二 府県議會議員ノ選挙権ヲ有スル者ハ府県知事ノ選挙権ヲ有ス」

-162-

「第七四条ノ四第一項および第二項 帝国臣民タル年齢三十歳以上ノ者ハ府県知事ノ被選挙権ヲ有ス
市制第一四条第一項但書又ハ町村制第一二条第一項但書ノ規定（地方議會議員の選挙権についての次格条項、本章第一節二参照）ニ該当スル者ハ被選挙権ヲ有セズ」

III 政府の立案の理由は次のとおりである。
「「知事公選は地方行政民主化の基本的要件をなすものであり、これにより地方行政は地方住民に基く地方住民のためのものとなるのみならず、従来の頗る地方官交送の弊を去つて、ここに地方行政に安定をもたらし、堅実にして潤滑たる地方行政の自主的発展を期待することができるものと信ずる。

間接選挙の方法も考えられるが、これは、第一に知事をその銓衡機関に政治的に拘束することになり、第二に今日においてはもはや間接選挙の方がより良き候補者を選び得るという理由は合理的なものではなくはつておらず、第三に地方住民をして地方自治の重要性を認識せしめ、自らの問題としてその健全な発展に対し積極的熱意を有せしめるには十分とは言い難い等の理由により適当ではない。眞に民意を背景とし所謂「強力なる知事」としてその施策を強力に推進するには、直接公選が最も適当である。なお、候補者

を都道府県議会等で推薦する方法も考えられるが、これは選挙人の選択に制限を付することとなるのみならず、推薦の方法自体にも問題を生じし、選挙せられた知事に推薦機關の政治的制肘を加えることとなる。

知事の被選挙権について、住所要件を加えなかつたのは、民意の存する限り広く全国に人材を求めてその中から最も適任なる者を選出せしめようとする趣旨に外ならない。

V 衆議院の審議では、知事の被選挙権の年齢を三〇歳以上としたことについて松川、大沢議員等から衆議院議員や市町村長と較べ五年も高くする理由はないではないかとの意見が出たが、政府側は知事の職務の重要性を理由にその意義を主張し、結局、政府原案どおり認められた。ただ、第七四条ノ四第一項中の「帝国臣民」は「日本国民」に修正された（本章第一節一参照）。

-163-

二 帝国議会の議員および都道府県会議員と知事との兼職の禁止

I 従来、知事と衆議院議員との兼職禁止については衆議院議員選挙法第一〇条の規定の適用があり、知事と都道府県会議員との兼職禁止については都制第一四条第四項また

後
編
前
編
昭和
三十
年の
地方制度の
改正

校

(非 売 品)

昭和三六年三月二七日印刷

昭和三六年三月三一日發行

編集人 自治大學校長 佐久間彊

発行所 東京都港区麻布富士見町三

自治 大 学 校
印 刷 所 大 藏 省 印 刷 局